

平市の部常會案

(三)
 第六章 集會
 第二十一條 本常會の集會を總會役員會及常會とす
 集會の議事は懇談に依る和衷共睦を旨とし己むを得ざる場合に限り過半数の意見を以て之を決す
 第二十二條 總會は常會長之を招集し之を議長とす
 第二十三條 定期總會は毎年四月之を開會す
 臨時總會は役員會に於て必要ありと認めたるるとき之を開會す
 第二十四條 定期總會に於て協議すべき事項左の如し
 一、會務及會計の報告に關すること
 二、規約の改正に關すること
 三、其の他常會の重要事項に關すること
 第二十五條 役員會は常會長臨時之を招集し會務の執行に付協議す、但し歳入出豫算は年度開始前、決算は總會前に審議するものとす
 第二十六條 各班は毎月常會を開會し必要なる事項の協議を爲し總會役員會の決定事項並官公署の通達事項の實踐徹底を圖るものとす
 第七章 會計
 第二十七條 本常會の經費寄附金其の他の收入を以て之に充つ
 第二十八條 本常會の經費を負擔すべき會員は會計として毎月所定の金額を納むるものとす、會費は役員會の審議を経て其の徴收標準を定む
 既納の會費は如何なる場合と雖も之を返戻せず
 第二十九條 前條の會費の負擔は役員會に於て特別の事由ありと認むるときは之を減免することを得

第三十條 本常會の會計年度は四月一日より翌年三月三十一日迄とす
 第三十一條 會計終了は年度終了直後に前年度收支決算報告書を作成し役員會に提出すべし
 第三十二條 本常會は左の帳簿を備ふるものとす
 一、會員名簿
 一、會費徴收簿
 一、金銭出納簿
 一、物品出納簿
 一、財産彙帳
 第八章 評議事項
 第三十三條 本常會は市の方針に則し必要なる事業の實行に當る爲市と緊密なる連絡を保ち左記事項を市長に申報するものとす
 一、常會の設置
 二、事務所の所在地
 三、規約設定及變更
 四、役員決定及更迭
 五、世帯數及營業主數並會員數
 六、隣組數及班數並其の異動
 七、其の他市中を求められたる事項

一、口腔外科
 二、レントゲン科
中野齒科
 平市田町(電五〇九)
 院長 中野 應次

特約店
魁文堂
 電話313

愛國筆
 清樂筆
 一、本金拾錢より金五圓迄

文部省習字科檢定委員
 國定書方本筆者
 鈴木翠軒先生御選定

集 募
 永續者には將來の保證を致します
 一、ボーンさん
 二、調理見習婦人
サロン
 平市銀座街 電話592

女販賣員を募る
 採用員 五名
 年齢 十八歳ヨリ二十歳マデ
 詳細ハ平職業紹介所ニ問ヒ合セ下サイ
 平市 三井吳服店
 電話 二三八番

夏! 夏!!!
 例年通り冷い美味しい飲物はじめました、皆様今年も何卒宜しく御願ひ致します。
 アイスクリーム
 あづきアイス
 ソーダ
 水豆
 その他各種
魚清食堂
 電話六三三番

吸入用酸素 純度99%
 重量度
 モノサシ
 ハカリ
 マス
 体温器
 寒暖計
関内薬局
 電話四〇番

これは便利!
 ★手を荒さず
 ★絹、毛織物、木綿、メソの生地を傷めず
 ★つけておくだけで洗へる
美 マルミ粉末石鹼
 製造元 平市材木町一一

初夏は丹後澤へ
 年々御最負に預り難有御禮申上、本年は非常時下体位向上の爲格別の勉強を以て御待して居りますから是非一日の御清遊を……
 丹後澤舟遊會
 生花商 花友
 平市 電話六九五番

手袋仕立工入用
 ウエス製手袋仕立工三名至急入用
 ミシンの心得ある者男女の別を不問
 給料其他來談に應ず
渡邊製袋工場
 手袋部
 四倉町字原田(海嶽寺入口)

山野
 五十餘人
 一、二〇餘人
 百餘人
 二、〇〇
 徳川維
 五、〇〇
 特約店
 平市五丁
 山野藥局

「旨い」一言にして盡く
神戸牛 すき焼
 相始め申候
 日本料理 山茶莊
 電話五二〇番

内臓外科
 整形外科
 レントゲン科
松村外科
 醫學博士 松村 亨
 平市南町 松村醫院外科部